

方針  
4

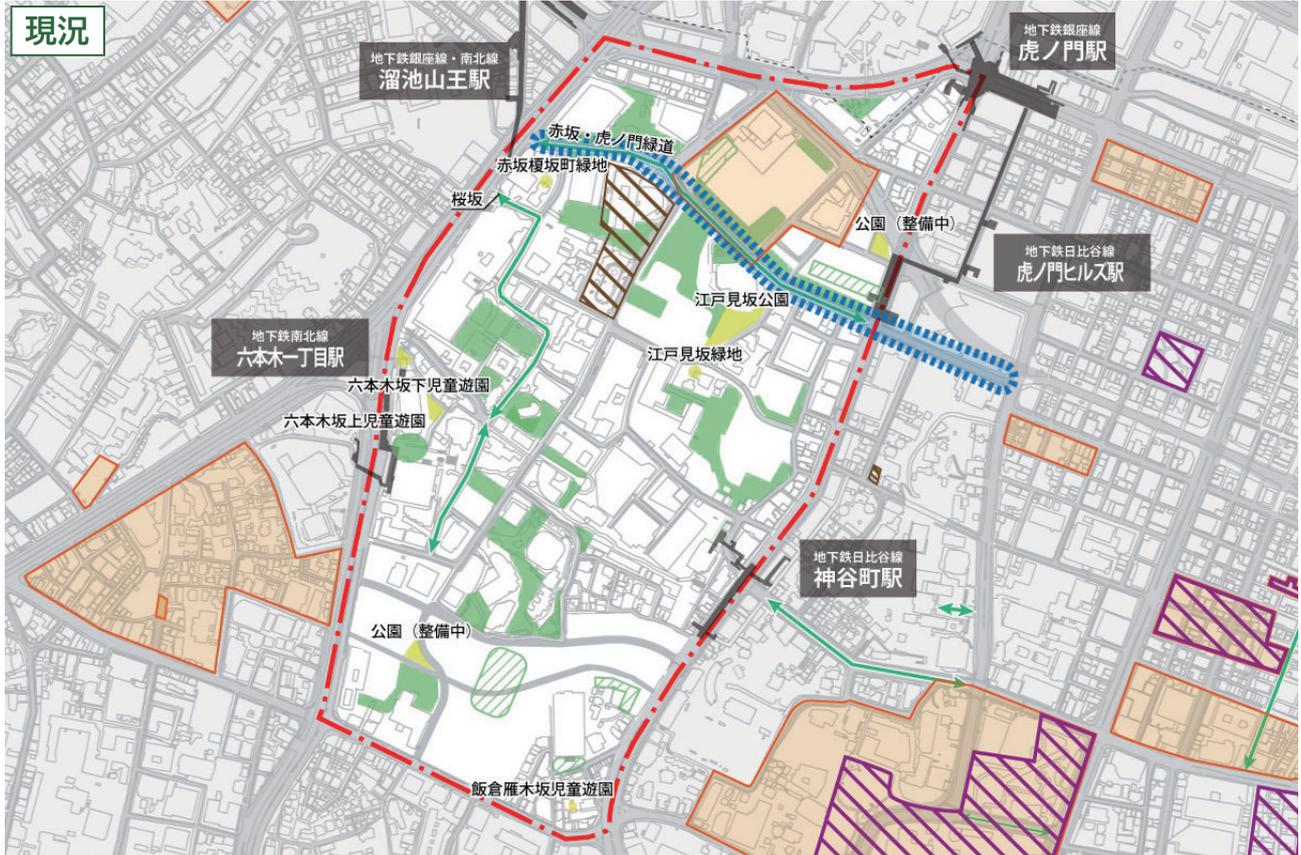
緑・水

『都心にありながら豊富な緑に囲まれた  
自然豊かな都市環境の形成』

SDGsのゴールとの関係



古くから地域に親しまれてきた既存樹木や斜面緑地などに加え、開発で創出された広場などを活用し、緑を身近に感じられる環境を整備します。



区立公園・児童遊園等 <sup>※</sup>	アドプト・プログラム(花壇管理)	アドプト・プログラム(清掃)
広場・緑地等 <sup>※</sup>	アドプト・プログラム(植栽管理)	赤坂・虎ノ門緑道(整備・清掃活動)
広場・緑地等(整備中) <sup>※</sup>	港区らしい道路緑化空間(出典:港区緑と水の総合計画)	

※区立公園・児童遊園等、広場・緑地等、広場・緑地等(整備中)は、本地区に係る範囲のみ記載

○本地区における緑被率は増加しているとともに(平成18(2006)年比126%)、今後も再開発による増加が見込まれており、港区の中でも緑が多い地域になります。

○開発により緑地や空地が多く整備されており、地区内に点在する多様な緑の連携が求められています。

○自然を生かした斜面緑地や広場・公園内の緑地など多種多様な緑が存在し、赤坂・虎ノ門緑道や桜坂などの街路樹が「港区らしい道路緑化空間」を形成しています。

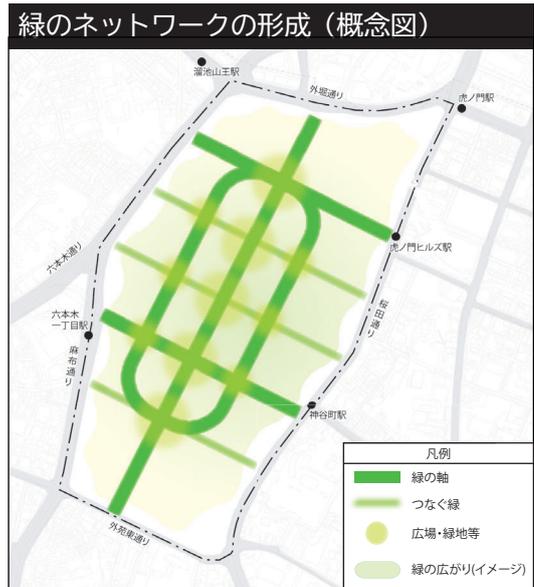
○企業や団体がアドプト・プログラムを活用し清掃活動などを行っているほか、企業などによる任意団体(赤坂・虎ノ門緑道整備推進協議会)によって緑道の整備・清掃活動が行われています。

○アンケートでは『緑(樹木や草花)の量』に対して『満足』の回答が49%と高い結果となっています。『広場・オープンスペースの利用のしやすさ』に対しての『満足』の回答は24%と低く、広場やオープンスペースの活用のしやすさや多様な用途への対応が求められています。

## 取組方針

### 取組方針1 都市の基盤となる緑のネットワークの形成

- 高木を中心とした植栽を豊富に配置し、魅力的なシンボル空間として東西南北及び地区内を環状に結ぶ緑の軸を整備します。緑の軸を中心として、ゆかりある緑や開発と併せた緑豊かな緑化空間をネットワーク化し、まち全体として緑の中に建築物があるような緑あふれるまちを創出します。
- 道路沿道や歩行者通路などの緑化による「つなぐ緑」で地区内に点在する緑化空間の連続化を進めます。
- 生きものが移動できるようにつながれた状態にある生息地のネットワークであるエコロジカルネットワークの形成を意識した緑化を進めます。
- 地形を生かした緑の保全・創出、季節の移り変わりが実感できる花や緑の育成など、街並みの特性と調和した質の高い緑の充実を図ります。
- 道路や歩行者通路に面する建築物の低層部においては、植栽帯の設置や壁面緑化、屋上などの緑化を推進し、沿道の連続的な緑化を図ります。



### 事例紹介 「緑のネットワーク・緑豊かな歩行空間の形成」

#### ●赤坂・虎ノ門緑道

「赤坂・虎ノ門緑道」は沿道の複数の開発に併せて構想された全長約850mの緑道空間です。区間ごとの特性に併せ、既存の緑を保全しながら可能な範囲、可能な方法で緑空間の拡充を図っていくことにより、最終的に市街地を貫く連続した緑道空間の形成を目指しています。



範囲図



整備状況 (赤坂インターシティAIR)



整備状況 (虎ノ門ヒルズ)

出典：「赤坂・虎ノ門緑道の整備に向けて (令和2 (2020) 年8月)」、「地理院地図 (写真)」を基に作成

## 取組方針2 緑豊かなオープンスペースの創出

- 開発事業などにおけるオープンスペースの確保や民有地内の緑化を推進します。
- 緑やオープンスペースを創出する際には、周辺との連続性や、地区内の回遊性の向上に配慮して配置するとともに、休息や憩いの場となる居心地の良い空間づくりを推進します。
- エリアマネジメント活動などと連携した維持管理を行い、にぎわいの創出やうまいある緑豊かなまちづくりを目指します。

## 取組方針3 地域に愛され、親しまれる緑の整備・活用

- アドプト・プログラム、コミュニティガーデンや屋上緑化、ビオトープなどの緑の活用による地域コミュニティづくりを図ります。
- エリアマネジメント団体による、オープンスペースや公園などを活用した地区のにぎわい・交流の創出を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、まちに存在する様々な緑とオープンスペースについて、テレワーク、テイクアウト販売への活用といった 地域の多様なニーズに応じた柔軟な活用を推進します。

## 事例紹介 「オープンスペース（民間敷地）の活用」

## ●GREEN WORKSHOP

（アークヒルズ アークガーデン）

子どもたちの伸びやかな五感や創造性、自由な感性を育むことを目的とした、定期開催のキッズ向けプログラムです。

フィールドであるアークガーデンの豊かな四季を通じて、自然と継続的にふれあいながら、地域に根差したコミュニティを育むことを目指しています。



出典：「アークヒルズHP」

GREEN WORKSHOP  
／アークヒルズHP



## ●風と緑のシェアガーデン

（赤坂インターシティAIR インターシティーガーデンなど）

インターシティガーデンの緑を感じながら、オフィスワーカーや周辺地域住民がゆったりとした時間を過ごしリフレッシュできるようなイベントです。

インターシティガーデンに植えられている紫式部、モッコク、山椒、フィリフェラオーレア、トキワマンサクなどの剪定枝を使ったワークショップなどを行い、地域の植物への興味や愛着を醸成しています。



出典：「GREEN WISE HP:WORKS vol.1」

風と緑のシェアガーデン  
／GREEN WISE



事例紹介 「公園の活用」

●芝公園、南桜公園(港区)

港区では指定管理者制度を導入し、地域の方々にとってより利用しやすく、にぎわいを感じられるような公園づくりを推進しています。

芝公園にてクラフト教室や自然観察会など子どもから大人までが楽しめるイベントを多数開催するほか、南桜公園ではヨガ教室を定期的を開催するなど、地域のコミュニティ形成に資するイベントを開催しています。



南桜公園にて行われたヨガ教室の様子

港区芝地区  
公園案内  
／港区



●南池袋公園(豊島区)

平成28(2016)年に公園全体をリニューアルオープンした南池袋公園は、映画鑑賞会などの多くのイベントが開催される芝生広場を中心に、併設されるカフェ・レストランにより多くの人でにぎわう公園となっています。

また、近接する「グリーン大通り」と一体となったマルシェイベントが定期的で開催されるなど、まちの回遊性を高める居心地の良い公共空間として地域の方々から親しまれています。



出典：「豊島区：南池袋公園 Park Guide」

南池袋公園  
／豊島区



## まちづくりのポイント：「緑のネットワークの整備の考え方」

### 1. 緑の軸

- 尾根道及び特別区道第1014号線（赤坂・虎ノ門緑道）は、緑豊かな歩道状空地の整備を推進し、開発などのまちづくりの機会をとらえ、大規模な緑道空間を形成します。また、神谷町駅から六本木一丁目駅まで続く、地区を東西に横断する歩行者通路は、質の高い緑豊かな緑道空間として保全・育成します。
- 歩行者回遊軸では、高い緑視率や緑陰の確保などを推進し、質の高い緑豊かな緑化空間を確保することで、連続的な緑のネットワークを形成します。

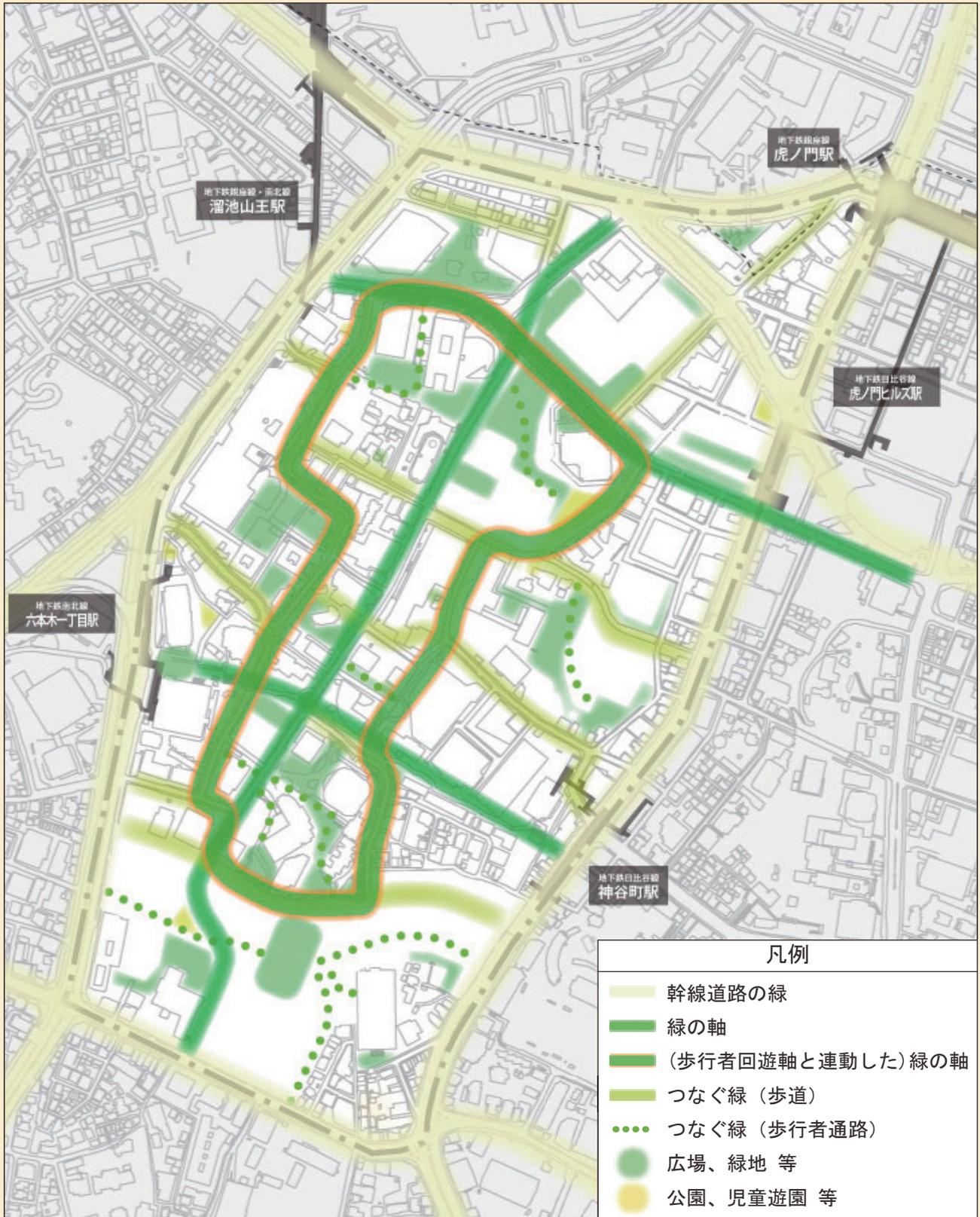
### 2. つなぐ緑

- 歩道は、沿道市街地の更新に併せて、街路樹や植栽帯などを整備し、緑豊かな道路空間を創出します。
- 歩行者通路は、歩行空間として有効な幅員を確保しつつ、高い緑視率や緑陰の確保などを推進するとともに、緑の軸や広場、緑地と接続する連続的な緑のネットワークを形成します。
- 道路や歩行者通路に面する建築物の低層部においては、植栽帯の設置や壁面緑化、屋上緑化などを推進し、沿道の連続的な緑化を図ります。

### 3. 広場、緑地

- 開発事業などに併せたまとまった緑地の確保とともに、保護樹木などの既存樹木や樹林の保護、保全を図ります。また、開発事業などによって整備される広場では、各広場の特性に併せた機能や空間の確保に配慮しながら、緑化の推進を図ります。

■方針図（緑のネットワーク）



※方針図は、必要と考えられる緑のネットワークを示したものです。具体的な整備に当たっては、まちづくりを検討する段階において、緑のネットワークの有効性などを具体的に検証しながら関係機関などと十分な調整を行うとともに、関係地権者などの合意形成を進めながら、決定（地区計画制度などを活用）します。

**方針**  
5

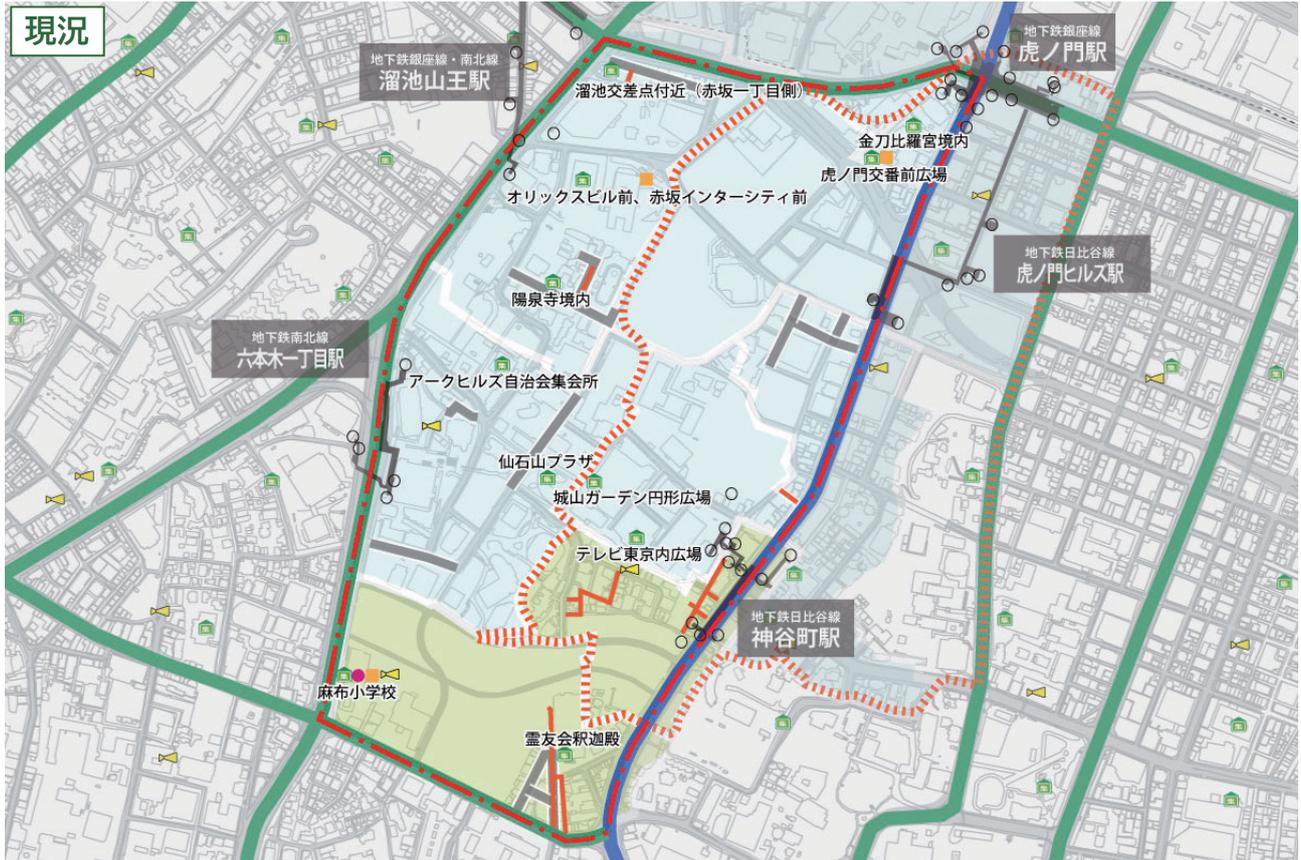
**防災**

『災害に強く、災害時に都市機能の維持・早期復旧ができるまちの形成』

SDGsのゴールとの関係



道路拡幅、建物の耐震化などの基盤整備に加え、開発事業者間の連携を強化するなど、激甚化する自然災害に対応するべくハード・ソフト両輪によるレジリエントなまちづくりを推進します。



地域集合場所	AED設置施設	道路幅員4m未満の道路	第一次緊急輸送道路
地域防災拠点	防災行政無線	非無電柱化路線	第二次緊急輸送道路
地下鉄出入口	総合危険度ランク2 <sup>※</sup>	総合危険度ランク1 <sup>※</sup>	虎ノ門地区都市再生安全確保計画の区域

<sup>※</sup>総合危険度ランクは、本地区に係る範囲のみ記載

- 総合危険度ランクはランク2若しくはランク1であり比較的安全性が高い地域となっています。
- 大規模開発により帰宅困難者の一時滞在施設の整備が進んでおり、安全確保などの防災への取組が行われています。地区内の関係者間の連携などさらなる防災力の向上が求められています。
- 本地区外周の都市計画道路は、全て緊急輸送道路に指定されており、耐震化の促進や道路拡幅など防災機能の強化が求められています。
- 本地区内には地域防災拠点が1か所、地域集合場所が10か所指定されています。一方で防災行政無線は本地区内の北側には設置されておらず、災害時における情報発信の強化が求められています。
- 無電柱化されていない路線が複数存在しており、災害時の円滑な消防活動などのため、電線類地中化が求められています。
- 本地区及び本地区周辺には地下鉄の出入口が多数存在するなど都市型水害のリスクがあるため、対応が求められています。

## 取組方針

### 取組方針1 災害に強いレジリエントなまちづくりの推進

- 大規模開発などのまちの更新の機会をとらえ、地域の防災力の向上を推進するとともに、街区間の連携を促進し、周辺地域へ安全のおすそ分けができる防災拠点の形成を目指します。
- 建築物の不燃化・耐震化の促進、オープンスペースの確保、基盤整備により災害に強い市街地の形成を図ります。
- DHC（地域冷暖房）※1やCGS（コージェネレーションシステム）※2などの整備により災害時にも都市機能を維持できる強靱な都市の形成を図ります。
- 円滑な避難・退避や消防活動を可能とする電線類の地中化を推進します。
- 帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設などの整備を促進します。
- 交通結節点における空間の拡充やバリアフリー化などを推進し、防災機能の強化を図ります。
- 地下空間の浸水対策など都市型水害への対策を推進します。

※1 複数の建築物に対して、中央プラントから蒸気や温・冷水などを供給するシステムのこと。

※2 エンジンやタービン、燃料電池などの方式により発電し、その際に生じる排熱を同時に冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムのこと。

### 事例紹介 「開発事業者間における災害時連携」

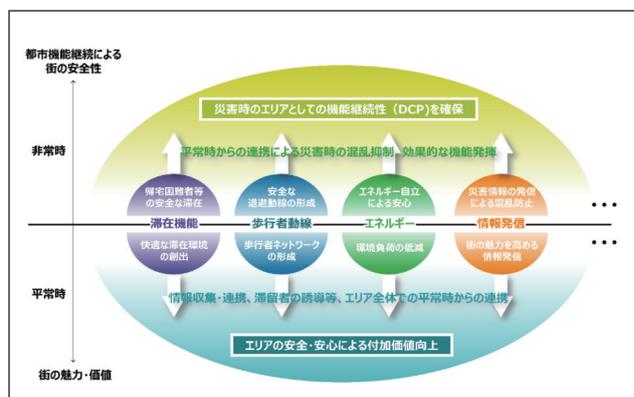
#### ● 虎ノ門地区都市再生安全確保計画

「虎ノ門地区都市再生安全確保計画」は作成・運用を通じて、開発事業者や交通機関、ライフライン事業者、医療機関などの各主体が地域の防災上の課題を共有するとともに、国などの支援も得ながら計画に記載された内容に取り組むことを目的として定められた計画です。

虎ノ門地区  
都市再生安全確保計画  
／港区



安全確保の基本的な方針	
<b>① 安全な滞在機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時滞在施設の整備（貸会議室、ホール）</li> <li>・一時滞留のためのオープンスペースの開放</li> </ul>
<b>② 退避ネットワークの形成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難ルートとなる歩行者ネットワークの整備</li> <li>・緊急車両通行の円滑化に資する歩行者デッキ整備</li> </ul>
<b>③ エネルギーの自立</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各開発間でのエネルギー連携（平常時・災害時とも）</li> <li>・コージェネレーションシステムの整備</li> </ul>
<b>④ エリアでの適切な情報収集・連携・共有・発信</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルサイネージによる情報発信</li> <li>・災害時に備えた平常時からの取組（防災訓練など）</li> </ul>



計画内容のイメージ

出典：「虎ノ門地区都市再生安全確保計画（令和3（2021）年10月）」

## 取組方針2 地域が一体となった防災活動の推進

- 住民、企業、町会、エリアマネジメント団体など地域で活動する主体が平常時から様々な連携を図ることで、災害時にも有効に機能する連絡体制を構築します。
- アプリやデジタルサイネージなどを活用し、誰もが迅速に正確な情報を入手できる環境を整備します。
- 開発事業者や交通機関、ライフライン事業者、医療機関などを含めた地域に関わる主体が防災上の課題を共有し、連携して地域の防災力向上を図ります。

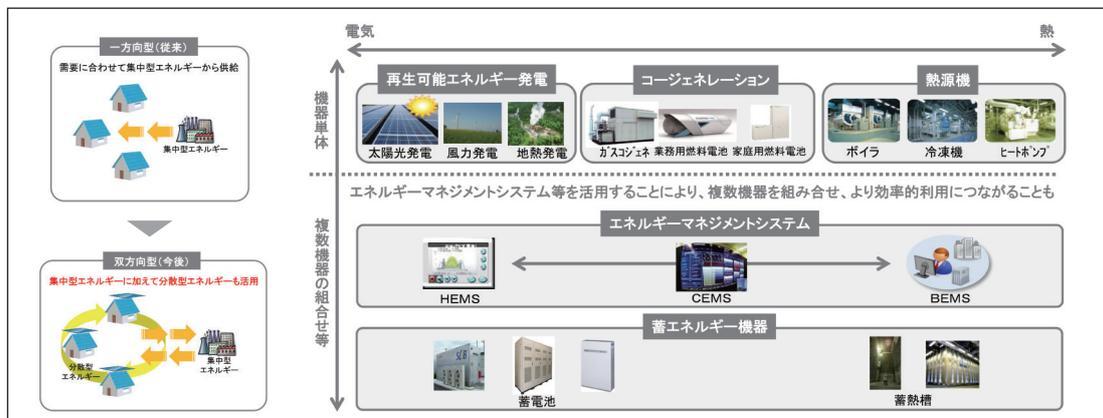
### 事例紹介 「災害時のエネルギー供給」

#### ● 自立分散型エネルギーシステム

「自立分散型エネルギーシステム」とは、通常の系統エネルギーではなく、利用するエネルギーを当該建築物若しくはその周辺に設置されたエネルギープラントより供給するシステムのことです。災害時に系統エネルギーが停止した場合も、中圧ガスを利用した自立分散型エネルギーシステムであれば供給が停止することは原則なく、防災性にも優れています。



ガスエンジンコージェネ  
(赤坂インターシティAIR)



概念図（自立分散型エネルギーシステム）

出典：「資源エネルギー庁：分散型エネルギーについて（平成27（2015）年4月）」、  
「コージェネ財団：コージェネ大賞2019優秀事例集（令和元年）」

方針  
6

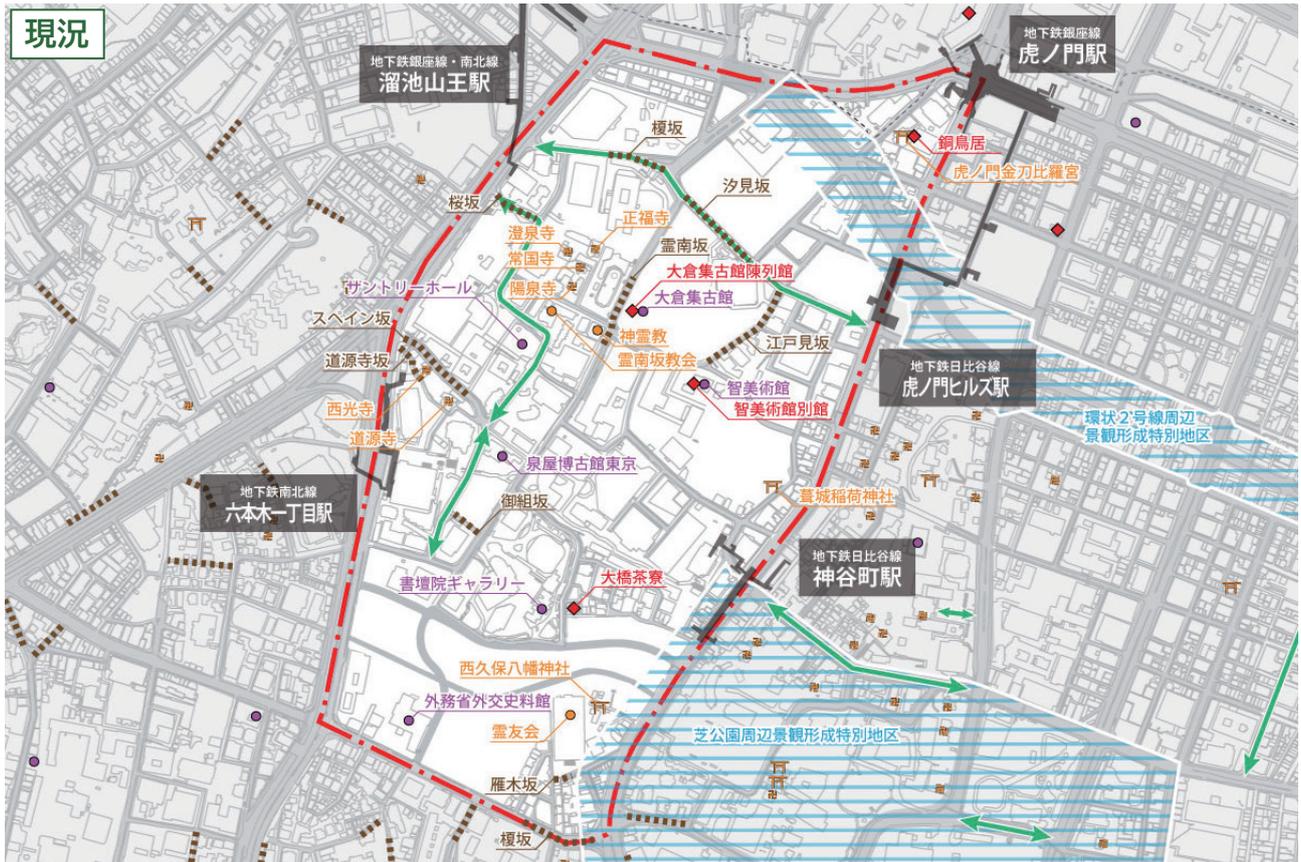
景観

『歴史と未来が調和した世界に誇れる  
魅力的な街並みの形成』

SDGsのゴールとの関係



寺社、文化・交流施設などの歴史を感じる地域資源と開発で生まれる高層建築物があいまった、東京の新たな顔となる風格ある街並み形成を図ります。



●●●● 坂道 (出典: 港区観光マップ)	≡≡≡ 景観形成特別地区	◆ 文化財建造物
←→ 港区らしい道路緑化空間 (出典: 港区緑と水の総合計画)	Ⓜ 寺社等 (神社/寺院/その他)	● 美術館、ホール等

- 本地区は、文化財建造物が4か所、寺社が12か所あり、また坂道が多く、地形的、文化的資源が豊富な地区となっています。
- 大規模開発により建てられた高層建築物と整備された緑と、地形的・文化的資源が豊富な地区環境とあいまった風格のある景観を形成しています。
- アンケートではエリアマネジメント活動に関して『期待すること』として『美しい景観の形成』の回答が最も多かったことから、景観形成への意識が高い地域となっています。

## 取組方針

### 取組方針1 地域の特徴を生かした風格のある街並みの形成

- ゆかりある緑や坂道などの地形的な特徴を生かした、本地区らしい街並みを形成します。
- まちの成り立ちを物語る歴史や文化に配慮した街並みを形成します。

#### <参考>本地区の特色ある景観資源

##### ○坂道

- ・ 高低差の大きな地区であることから風情ある坂道が数多く存在し、変化に富んだ特徴ある景観を形成しています。



雁木坂



江戸見坂

##### ○緑（街路樹、緑地など）

- ・ 街路樹などの地域にゆかりのある特徴的な緑が保全されているとともに、開発によって大規模な緑地が新たに創出されています。



桜坂



赤坂・虎ノ門緑道

##### ○歴史・文化施設

- ・ 江戸時代から残る寺社や、美術館・交流施設など、歴史・文化の香り高い街並み形成に資する地域資源が存在します。



大倉集古館



智美術館



虎ノ門 金刀比羅宮



サントリーホール

### 取組方針2 歩いて楽しい個性と魅力ある通りや空間の創出

- 尾根道や歩行者ネットワークの回遊軸においては、緑豊かでゆとりある歩行空間を確保し、これらと沿道建物が一体となった個性と魅力が感じられる街並みを形成します。
- 駅周辺や主要な交差点付近においては、にぎわいの創出と広場などのゆとりある空間を整備することで、まちの顔となる街並みを形成します。
- 景観形成特別地区に指定されている環状第2号線沿道では、シンボルストリートにふさわしい品格のある街並みを形成するとともに、歩いて楽しい街並みを創出します。

### 取組方針3 高層建築物の周辺景観との調和

- 開発などにより整備される高層建築物においては、周辺景観との調和に配慮しながら、ゆとりある街並みの創出を図ります。
- 建築物の形態、デザインや色彩などの配慮による圧迫感の低減と周辺建築物との調和を図ります。

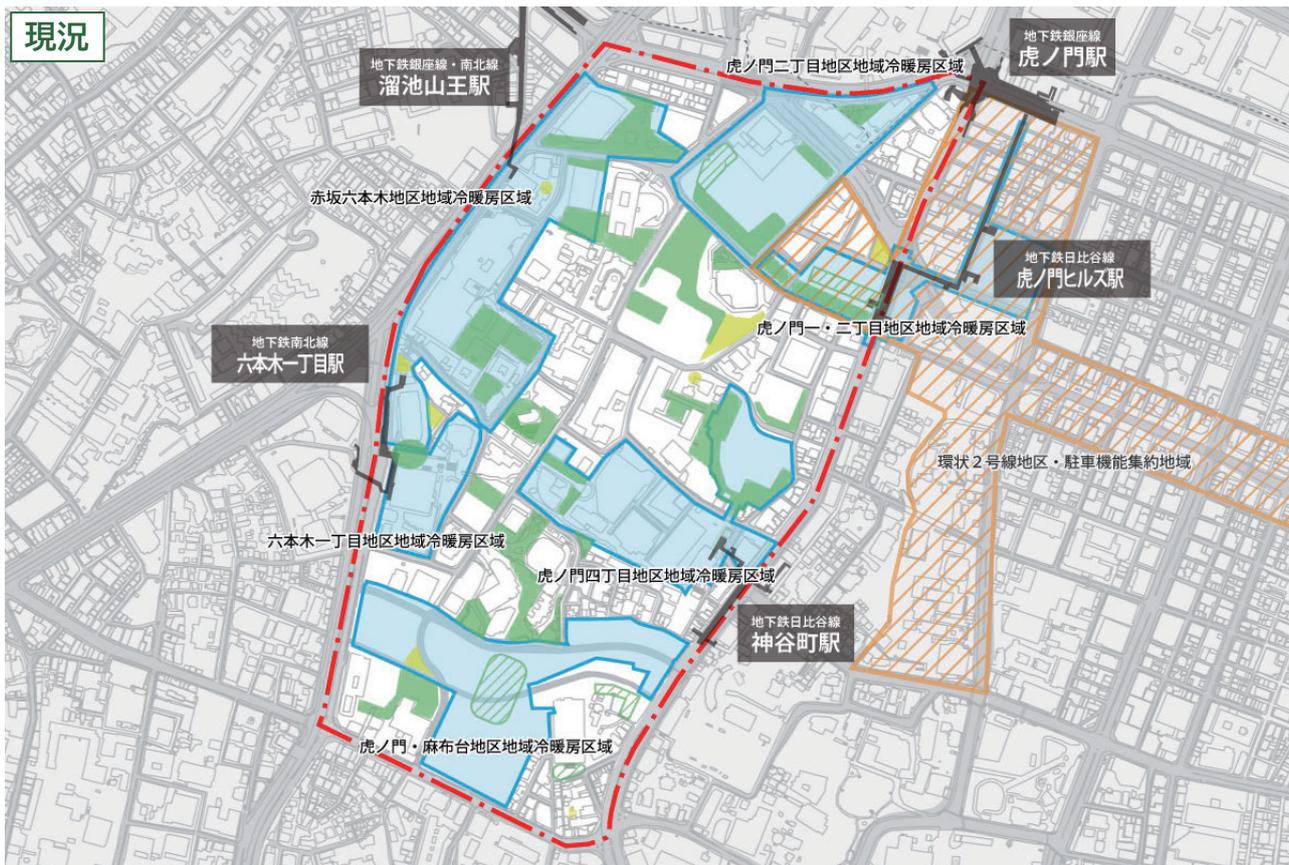
方針  
7

脱炭素化

『温室効果ガスの排出実質ゼロの達成に  
向けた持続可能なまちの形成』



温室効果ガスの排出実質ゼロの達成に資する、人と地球にやさしい次世代のまちづくりを推進するため、最先端の技術や仕組みを活用していきます。



区立公園・児童遊園 等 ※	地域冷暖房区域 ※
広場・緑地 等 ※	環状2号線地区・駐車機能集約地域
広場・緑地 等 (整備中) ※	※区立公園・児童遊園等、広場・緑地等、広場・緑地等(整備中)、地域冷暖房区域は、本地区に係る範囲のみ記載

- 本地区内に地域冷暖房区域が6か所あります。
- 本地区内の緑被率は増加傾向にあります。
- アンケートでは『日常生活において最も利用する交通手段』として、『地下鉄』の回答が約48%と最も多く、公共交通機関が充実しています。
- 本地区の一部において、駐車施設の集約化に向けた駐車機能集約地域が定められています。
- 港区では令和12(2030)年までに温室効果ガス排出量を平成25(2013)年比40%削減、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの達成を目標にしており、本地区においても再生可能エネルギーの導入など脱炭素社会に向けた取組が必要となっています。

## 取組方針

### 取組方針1 先進技術の導入とエネルギーの面的管理・利用の促進

- エネルギーの面的利用を促進するとともに、CEMS※の導入による地域で面的にエネルギーを融通する仕組みを構築します。
- AIやIoT技術などの先進技術の導入によるエネルギーの効率的な利用を促進します。
- 再生可能エネルギーの導入拡大及び未利用エネルギーの活用を促進します。
- 建築物の省エネルギー化とエネルギー利用の最適化を促進します。

※ 地域全体のエネルギーを管理するシステムのこと。

#### 制度紹介 「脱炭素先行地域」

令和32(2050)年までの温室効果ガス実質ゼロの達成に当たっては、地域における再生可能エネルギーの導入拡大などが鍵となります。  
 「脱炭素先行地域」は地域脱炭素のモデルとなるエリアであり、「脱炭素先行地域」に選定されると、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金などの国の支援を受けることができます。

地域脱炭素／環境省



### 取組方針2 地球温暖化対策の推進

- 建築物の緑化（屋上、壁面）及びまとまりのある緑や緑道などの整備により、二酸化炭素の吸収源の増加を図ります。
- 暑さ対策に向けた、クールスポットの整備を推進します。
- 路面温度の低減効果が期待できる遮熱性舗装・保水性舗装の整備を推進します。

#### 制度紹介 「脱炭素への取組」

##### ● 港区建築物低炭素化促進制度

「港区建築物低炭素化促進制度」は港区内の二酸化炭素排出削減とヒートアイランド現象緩和をより強く推進するため、環境配慮の目標基準の達成及び届出の義務化を定めた制度です。

港区建築物低炭素化促進制度／港区



【制度の対象】	延べ面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上含む建築物を新築、増築又は改築する建築主（住宅用途の建築物、公共建築物も含めます。）
---------	--

##### ● 港区地球温暖化対策報告書制度

「港区地球温暖化対策報告書制度」は事業者の環境配慮に対する意識の向上及び区民に対する既存建築物の環境性能の見える化を目的とした制度です。

港区地球温暖化対策報告書制度／港区



【制度の対象】	義務	延べ面積10,000m <sup>2</sup> 以上の事業所（建物又は施設）等の所有者
	任意	延べ面積が300m <sup>2</sup> 以上、10,000m <sup>2</sup> 未満の事業所の所有者

### 取組方針3 環境に配慮した交通環境の形成

- 環境負荷の少ない移動手段（公共交通機関、次世代モビリティ、自転車シェアリングなど）の利用を促進します。
- ZEV※の普及促進により、二酸化炭素排出量の削減を図ります。災害時においても、電力活用が期待されます。
- 開発事業などを契機に電気自動車に対応する充電設備や次世代モビリティの拠点整備を促進します。
- 公園や緑地の整備により、ウォークブルな都市空間を形成します。（車中心から人中心の空間へ転換）

※ 走行時に二酸化炭素などの排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。

#### 制度紹介 「港区駐車場地域ルール」

駐車場地域ルールとは、港区が駐車機能集約区域などを位置付けた場合、当該区域において、地域の实情に応じた駐車施設の附置義務基準を定めることが可能となる制度です。

港区駐車場地域ルール  
／港区



#### 目的1：低炭素まちづくりの実現

- 適正規模での駐車施設整備（建物建設時のCO2排出量削減、駐車施設余剰による需要誘発の抑制）
- 駐車施設の集約化の促進（地域内交通の整序化によるCO2排出削減）
- 公共交通機関の利用促進などによる更なる低炭素化の取組

#### 目的2：地域の駐車環境の改善

- 駐車施設の過度な整備による都市空間活用効率の低下、不要な駐車需要の呼び込みの抑制
- 駐車場を探すうろつき交通・停め直しなどによる交通環境の悪化、歩行者の安全性低下の解消
- 貨物車駐車施設の不足による違法路上駐車に起因する交通環境の悪化の解消 など



駐車機能集約区域  
(環状2号線周辺地区)

出典：「港区低炭素まちづくり計画（駐車機能集約化編）（令和3（2021）年6月）」

**方針**  
8

国際化・  
観光・文化

『国際都市にふさわしい  
グローバルなまちの形成』

SDGsのゴールとの関係



大使館や国際水準の宿泊施設・MICE施設の集積など国際性豊かな本地区の魅力を国内外に積極的に情報発信し、世界とつながるグローバルなまちを目指します。



地区外の主な観光エリア	観光スポット (出典: MINATOアラカルト)	FreeWi-fiスポット
宿泊施設	主な観光スポット (出典: 港区観光マップ)	大使館
MICE施設※	外資系企業	

※MICE施設は、本地区に係る範囲のみ記載

- 本地区内には、外資系企業が地区内に多く存在するとともに、大使館が地区内に10か所あり、開発により、MICE施設や国際水準の宿泊施設の整備が進んでいます。
- 地区周辺には東京タワー、愛宕神社、虎ノ門ヒルズなど主要な観光スポットがあり、地区内では大倉集古館や虎ノ門金刀比羅宮などが観光スポットとしてあります。まちの資源を結びつける回遊性が求められています。
- 案内サインなどの情報表示のデザインが統一されていない点やアンケートにて『まちの観光やPR・情報発信に関する取組』に対する『満足』の回答が9.4%と低く、各主体が連携し、まちの魅力などの地域・観光情報を発信するなど、シティプロモーションの強化を図る必要があります。

## 取組方針

### 取組方針1 国際都市にふさわしい環境整備

- 国内外からの旅行者に対応した観光案内機能、公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備などを推進します。
- 国際的なビジネス・交流の拠点として、外国人も暮らしやすいまちを目指し、日常生活の様々な面において、多言語や文化への理解などに配慮した環境づくりを推進します。

### 取組方針2 地区内外の歴史・文化・芸術・観光資源などの活用によるまちの魅力向上

- 大倉集古館や虎ノ門金刀比羅宮、東京タワーなど地区内や地区周辺の多様な資源を活用しながらまちの魅力を高め、MICEなどと連携した観光やアフターコンベンションなどで多くの人々が訪れる街並みを形成します。
- 歩行者ネットワークや緑のネットワークにより地区内外の魅力的な資源をつなぎ、歩いて楽しいまちの形成を図ります。

### 取組方針3 新たなにぎわいや活力のエリア全体への波及、シティプロモーションの強化

- 地区内外の資源と連携した文化・芸術・観光施設の誘導を図り、さらなる地域の魅力向上を図ります。
- エリアマネジメントを中心に企業や住民などが連携し、広場などを活用したお祭りやイベントなどを実施することで、にぎわいの創出を図るとともに地域の交流を深めます。
- 地域の主体が連携し、まちの魅力などの地域情報や観光情報を発信することで、シティプロモーションの強化を図ります。

#### 事例紹介 「先端技術を活用した観光案内」

##### ● デジタルアーカイブまちの記憶（福井県小浜市）

市内の様々な場所で撮影された古写真をアーカイブ化して公開しており、現在の風景と比較できるように、まち歩きアプリとの連動を図っています。

先端技術による文化財活用ハンドブック／文化庁



写真の新旧比較

出典：「文化庁：先端技術による文化財活用ハンドブック」  
井田家所蔵古写真・福井県立若狭歴史博物館提供

方針  
9

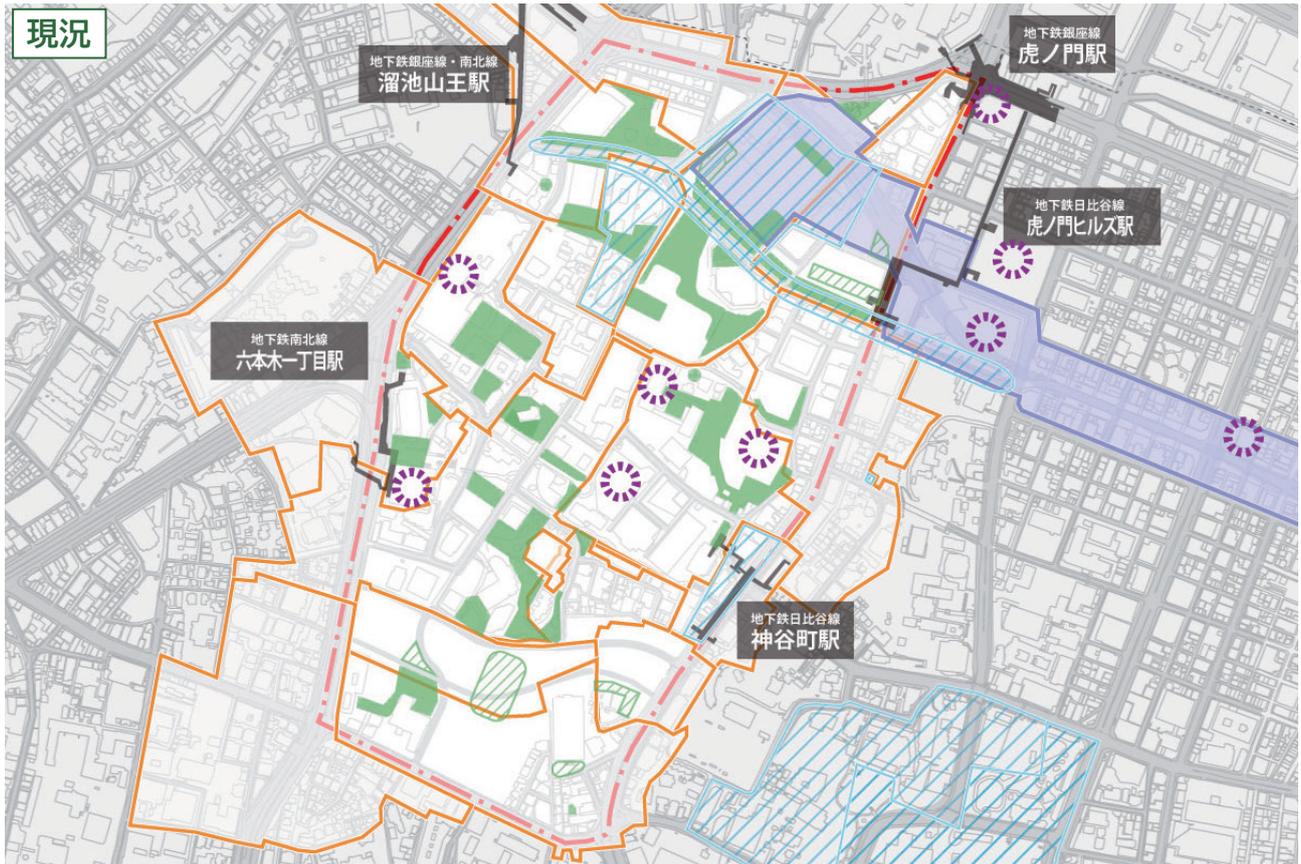
## まちの運営

『まちの魅力を高める官民一体の  
エリアマネジメント活動の推進』

SDGsのゴールとの関係



住民・就業者・来街者など多様な人びとの交流を生む、より充実した地域のコミュニティ形成に向けた活動を支援し新たなまちの価値を創造していきます。



町会区域※	地域活動範囲 (アドプト・プログラム、赤坂・虎ノ門緑道)	広場・オープンスペース※ (広場・緑地、公開空地、公園等)
東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づくまちづくり団体	広場・オープンスペース(整備中)※ (広場・緑地、公開空地、公園等)	
新虎通りエリアマネジメントの対象区域		

※町会区域、広場・オープンスペース、広場・オープンスペース(整備中)は、本地区に係る範囲のみ記載

○アンケートではエリアマネジメント活動への興味に関して『マルシェやフリーマーケット、コンサートなどのイベントの企画や開催・運営』に『参加したい』との回答が49%と最も多く、イベントなどのまちの運営の関心が高い地域となっています。

○本地区内に東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づくまちづくり団体が5団体、町会が22団体と、まちづくりに関わるプレイヤーは多いものの、各主体の連携については不十分であることから、各主体が連携したまちの運営システムの構築が求められています。

○アンケートでは広場・オープンスペースに関して『魅力的なイベントの開催』に対する『満足』の回答が14%と少なく、本地区内に多くある広場・オープンスペースを活用したイベントの開催が求められています。

○町会役員の高齢化など地域コミュニティの担い手が不足しており、地域活動を担う人材の発掘・育成が求められています。

## 取組方針

### 取組方針1 まちづくりを進めるための協働体制の充実

- 町会、地域団体、企業、行政が連携しながら地域の催しや清掃活動、防災活動などの地域活動を活性化し、一体感の醸成を図ります。
- 町会・自治会やアドプト・プログラム登録団体、エリアマネジメント団体、虎ノ門地域滞留者対策推進協議会など、これまで地域で個別に活動してきた多様な主体間の連携を深めることで、さらなる地域コミュニティの発展を目指します。
- 多様な人びとが参加できる国際性・文化性豊かなまちづくり活動や地域の交流を促進します。
- 地域のつながりの構築を目指し、地域活動を担う人材の発掘・育成を行います。

#### 事例紹介 「コミュニティ形成」

##### ● 「ミナヨク」

ミナヨクとは、「麻布地区をよくするために、地域でできること」を考え、アイデアをまちに結びつけていく活動です。同じ思いをもつ仲間と、五感を使って「麻布」のまちを学び知り、自由にアイデアを出し合い、「想像をかたちにするチカラ」を身につけるプログラムを実施しています。

ミナヨク  
／港区



活動イメージ



活動の様子

出典：「港区HP:みんなでまちをよくする「ミナヨク」」

##### ● 芝の家

子どもから高齢者まで安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、昭和30年代にあったような、あたたかい人と人とのつながり・支えあいを再生することを目的とした、慶應義塾大学と芝地区総合支所が協働で運営する「地域をつなぐ!交流の場づくりプロジェクト」の拠点です。

子どもから高齢者、区内在住・在勤・在学者、だれでも自由に入出りでき、地域の皆さんとともにまちを考え創ることのできる場を提供しています。

芝の家  
／港区



活動の様子

出典：「港区芝の家HP:芝の家とは」

## 取組方針2 地域コミュニティの発展に寄与するエリアマネジメント実施体制の構築

- 地域の魅力をより高めるために、地域の多様な主体が参加するエリアマネジメントの実施体制を構築します。
- 地元組織などとも連携し、まちの運営を活性化するしかけや仕組づくりを検討します。
- 地域の魅力・価値を発信するシティプロモーションの取組を推進します。

### 《エリアマネジメントの活動例》

- 道路・公園などの公共施設や広場・緑地などのオープンスペースを活用しながら、地域の交流やにぎわいを促進する活動に取り組みます。
- 安全・快適な歩行環境の創出や区内の温室効果ガスの排出実質ゼロに向けて、駐車場地域ルールを活用した駐車施設の集約などを検討します。
- 地区内の移動の利便性を高める次世代モビリティなどの導入や共同利用を推進します。
- 地域の防災力強化に向け、平時から地元組織や地域住民、地区内の企業など多様な主体をつなぐ役割を担います。
- 道路と敷地が一体となった緑の管理や美化活動などを推進し、緑豊かな風格ある地区内の景観の維持・向上を図ります。
- デジタル技術を活用したまちづくりを推進します。

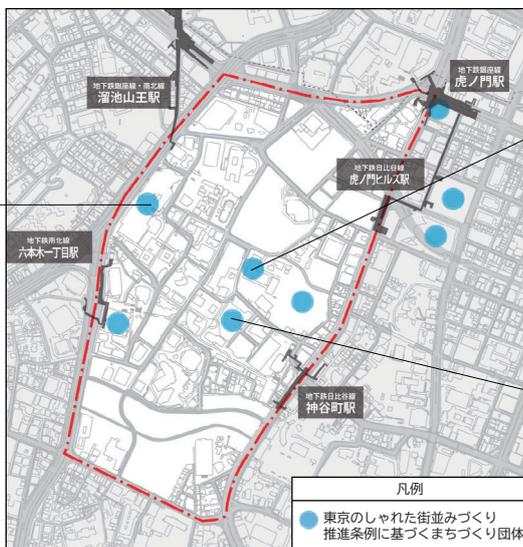
## 事例紹介 「エリアマネジメントの活動」

本地区とその周辺には七つの東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づくまちづくり団体が存在し、オープンカフェやマルシェなど地域のにぎわい創出や交流に資する活動が行われています。

### ■マルシェ



アークヒルズ  
(アークヒルズHP)



### ■キッチンカー



虎ノ門タワーズ  
(鹿島建設株式会社提供)

### ■スマートモビリティ体験



城山ガーデン  
(森トラスト株式会社HP)

### ●他地区の取組（丸の内仲通り）

昭和63（1988）年、当時約70もの企業・団体により、地権者が自ら具体的な街づくりを考えるために結成された「大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会（大丸有協議会）」を皮切りに、平成8（1996）年には「大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会」が発足。さらに平成14（2002）年には、「ソフトなまちづくり」を実践する「NPO法人 大丸有エリアマネジメント協会(リガーレ)」が誕生し、エリアマネジメント活動が継続しています。

丸の内仲通り～エリアマネジメント～  
／三菱地所



オープンカフェ



祭り（東京丸の内盆踊り）



イルミネーション

出典：「三菱地所株式会社HP：丸の内仲通り～エリアマネジメント～」

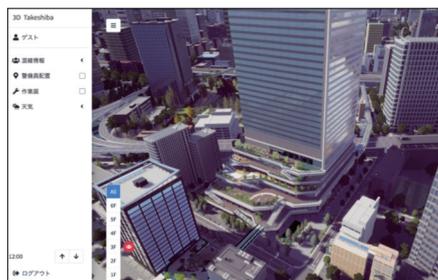
## 事例紹介 「エリアマネジメントのデジタルツイン化」

### ●竹芝エリア

東京ポートシティ竹芝を中心とする3D都市モデルと、そこに設置されている1,000以上のセンサーから取得されるデータを活用し、3D都市モデルをベースとしたビル管理の業務効率化の検証や、エリア来訪者の利便性向上を検証します。



竹芝エリアの地図（3D）



ビルツール画面

エリアマネジメントのデジタルツイン化  
／PLATEU



出典：「PLATEU HP：エリアマネジメントのデジタルツイン化」

**事例紹介 「ウォーカブルなまちづくりを推進する国の支援制度」**

● 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度（国土交通省）

「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」により、まちなかにおける交流・滞在空間の創出に向けた官民の取組を、市町村がまちづくり計画に位置付けることができるようになりました。以下が、取組に対する支援事業になります。

■ 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援事業一覧

事業名	事業概要
まちなかウォーカブル推進事業	既存ストックの修復・利活用に関する取組（街路の広場化や公共空間の芝生化、沿道施設の1階部分の開放など）を行った場合に、交付金、補助金を給付する制度です。
ウォーカブル推進税制	滞在快適性等向上区域において、民間事業者等が、道路、公園等の公共施設の整備等と併せて民地のオープンスペース化等を行った場合に、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じる制度です。
官民連携まちなか再生推進事業	官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築や、エリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を行った場合に補助金を給付する制度です。
まちなか公共空間等活用支援事業	都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業に対する低利貸付制度です。



計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出イメージ

出典：「国土交通省HP：「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度（法律・税制・予算等）の概要」